

(仮称) 中之島五丁目 3 番地計画環境影響評価方法書に関する市長意見

本事業に係る環境影響評価方法書について、本市環境影響評価専門委員会の検討結果報告書の内容を踏まえて検討し、事業者が考慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。
環境影響評価の実施にあたっては、同報告書の内容にも十分配慮されたい。

記

[全般事項]

風害及び景観については、中之島五丁目地区地区計画において今後明らかになる事業計画地周辺の開発事業の竣工時期を踏まえ、必要に応じて予測・評価に反映すること。

[大気質、騒音、振動]

土佐堀川南を東西に走る江戸堀線（なにわ筋以東）の沿道にも住居が存在することから、当該道路沿道における大気質の予測地点及び騒音・振動の調査・予測地点を適切に選定し、追加すること。

[景観]

鞆公園や淀川河川公園については、両公園において他に適切な調査地点がないか十分確認した上で、現地調査を実施すること。